別表の第3章通則中「2又は3」を「2及び3」に改める。

別表の第3章通則の1のイを次のように改める。

イ　医療観察訪問看護基本料(I)

⑴　週3日目まで　30分以上の場合　555点

⑵　週3日目まで　30分未満の場合　425点

⑶　週4日目以降　30分以上の場合　655点

⑷　週4日目以降　30分未満の場合　510点

別表の第3章通則の1のロの次に次のように加える。

ハ　医療観察訪問看護基本料(II)

⑴　週3日目まで　30分以上の場合　430点

⑵　週3日目まで　30分未満の場合　330点

⑶　週4日目以降　30分以上の場合　530点

⑷　週4日目以降　30分未満の場合　406点

別表の第3章通則の1の注1中「通院対象者又は」を「通院対象者（同一建物居住者を除く。）又はその」に改め、「主治医」の下に「（以下「主治医」という。）」を加える。

別表の第3章通則の1の注2中「並びに同法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた精神障害者社会復帰施設」及び「当該通院対象者に係る通院対象者通院医学管理を行っている指定通院医療機関の」を削り、「訪問して」の下に「同時に」を加える。

別表の第3章通則の1の注7中「合計が、」の下に「注5の場合を除き、」を加え、同注を同1の注13とする。

別表の第3章通則の1の注6を同1の注12とし、同1の注5中「ついては、」の下に「注5の場合を除き、」を加え、同注を同1の注7とする。

別表の第3章通則の1の注7の次に次のように加える。

注8　別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、最も合理的な経路及び方法による当該訪問看護事業型指定通院医療機関の所在地から患家までの移動にかかる時間が1時間以上である者に対して医療観察訪問看護を行った場合には、医療観察特別地域訪問看護加算として、所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

注9　注1及び注3に規定する場合であって、通院対象者又はその家族等の求めに応じて、その主治医（診療所又は在宅療養支援病院の医師に限る。）の指示に基づき、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が緊急に医療観察訪問看護を実施した場合には、医療観察精神科緊急訪問看護加算として、1日につき所定点数に265点を加算する。

注10　注1及び注3に規定する場合であって、医療観察精神科特別訪問看護指示書に基づき、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、長時間にわたる医療観察訪問看護を行った場合には、医療観察長時間訪問看護加算として、週1日を限度として、所定点数に520点を加算する。

注11　注1及び注3に規定する場合であって、夜間又は早朝に医療観察訪問看護を行った場合は、医療観察夜間・早朝訪問看護加算として所定点数に210点を加算し、深夜に医療観察訪問看護を行った場合は、医療観察深夜訪問看護加算として所定点数に420点を加算する。

別表の第3章通則の1の注4を同1の注6とし、同1の注3中「注1」の下に「及び注3」を、「規定する場合」の下に「（いずれも30分未満の場合を除く。）」を加え、「又は准看護師」を「、准看護師、看護補助者又は精神保健福祉士」に改め、同注に次のただし書を加える。

ただし、ハの場合にあっては、週1回を限度として加算する。

別表の第3章通則の1の注3のロ中「他の」を削り、同ロの次に次のように加え、同注を同1の注4とする。

ハ　看護師等が看護補助者又は精神保健福祉士と同時に医療観察訪問看護を行った場合　300点

別表の第3章通則の1の注4の次に次のように加える。

注5　注1及び注3については、主治医から医療観察精神科特別訪問看護指示書の交付を受け、当該医療観察精神科特別訪問看護指示書及び法第104条の処遇に関する実施計画に基づき、訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が医療観察訪問看護を行った場合には、1月に1回に限り、当該指示があった日から起算して14日を限度として算定する。

別表の第3章通則の1の注2の次に次のように加える。

注3　医療観察訪問看護基本料(II)については、通院対象者（同一建物居住者に限り、注2に規定する通院対象者を除く。）又はその家族等に対して、法第104条の処遇に関する実施計画や主治医の指示に基づき訪問看護事業型指定通院医療機関の看護師等が、訪問して看護又は療養上必要な指導を行った場合に算定する。

別表の第3章通則の2の注2を次のように改める。

注2　別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た訪問看護事業型指定通院医療機関が、通院対象者又はその家族等に対して当該基準に規定する24時間の対応体制又は連絡体制にある場合（医療観察訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限る。）には、当該基準に係る区分に従い、月1回を限度として、次に掲げる点数のいずれかを所定点数に加算する。ただし、当該月において、当該通院対象者について他の訪問看護事業型指定通院医療機関が次に掲げる加算を算定している場合は、算定しない。

イ　医療観察24時間対応体制加算　540点

ロ　医療観察24時間連絡体制加算　250点

○厚生労働省告示第二百四十三号

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本文中「第8の1の注4」を「第7の1の注7、注10及び注13」に改める。

○厚生労働省告示第二百四十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第二十一条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定旧法施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

○厚生労働省告示第二百四十五号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

別表第1の1の注12中「都道府県知事」の下に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）」を加える。

別表第6の12の注1中「（昭和22年法律第67号）」を削る。